

政治倫理審査会記録
(対象議員：矢田松夫議員)

令和4年9月12日

【開催日】 令和4年9月12日（月）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後4時45分～午後5時20分

【出席委員】

会 長	奥 良 秀	副 会 長	吉 永 美 子
委 員	伊 場 勇	委 員	大 井 淳 一 朗
委 員	白 井 健 一 郎	委 員	中 岡 英 二
委 員	中 島 好 人	委 員	宮 本 政 志

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議 長	高 松 秀 樹	傍 聴 議 員	岡 山 明
傍 聴 議 員	長 谷 川 知 司	傍 聴 議 員	前 田 浩 司
傍 聴 議 員	矢 田 松 夫		

【事務局出席者】

事 務 局 長	河 口 修 司	事 務 局 次 長	島 津 克 則
事務局主査兼議事係長	中 村 潤 之 介	庶務調査係書記	岡 田 靖 仁

【審査内容】

- 1 議長あいさつ
- 2 正副会長の選出について
- 3 調査請求書について
- 4 今後の審査方法について
- 5 その他

午後4時45分 開会

島津議会事務局次長 皆さん、こんにちは。担当書記の島津です。よろしくお
願います。それではお手元に配付しております次第に基づき進行させ

ていただきます。まず1番の議長の挨拶をお願いします。

高松秀樹議長 お疲れ様です。令和4年8月30日に山陽小野田市議会議員政治倫理条例第5条に基づき、中岡英二議員、伊場勇議員、宮本政志議員から調査請求書が提出されました。形式的な要件がそろっていると認めましたので、政治倫理審査会を設置することになりました。審査会の委員は各会派から5名、無会派から3名で計8名を任命させていただきました。資料はここに配付してあるとおりですので、これから十分に慎重審査していただきまして、最後に審査結果を報告していただきますようお願いいたします。本日はよろしく申し上げます。

島津議会事務局次長 それでは、次第2の正副会長の選出です。ただいまから会長の互選を行っていただくわけですが、会長がまだ決まっておりませんので、慣例により年長の委員に臨時会長になっていただきます。そこで中島委員をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

中島好人臨時会長 年長委員が臨時の会長ということですので、私のほうで進めさせていただきます。ただいまから、政治倫理審査会を開会します。慣例により年長の私が、会長が互選されるまで、会長の職務を行います。どうぞよろしく申し上げます。ここで一言申し上げます。報道関係者から本日撮影をしたいとの申し入れがありましたので、これを許可いたします。それでは、これより会長の互選を行います。会長の互選は指名推選の方法により行うか、それとも投票により行うか、お諮りします。

宮本政志委員 今回、委員の中に請求者が3名います。その3名が会長になるのは適切ではないと思いますので、奥委員を指名推選します。

中島好人臨時会長 宮本委員から指名推選が良いとの意見がありました。御異議ありませんか。

吉永美子委員 投票をお願いします。

中島好人臨時会長 ただいま吉永委員から投票がよいとの御意見がありましたので、投票の方法により決定します。ただいまの出席委員数は8名であります。投票は単記無記名です。有効投票の最多数を得たものを当選人とします。ただし、得票数が同じときは、くじで定めます。当選人は、有効投票の総数の4分の1以上、つまり2票以上の得票が必要となります。開票立会人は、臨時会長において吉永委員、宮本委員を指名いたします。投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

中島好人臨時会長 配付漏れはありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

中島好人臨時会長 順次投票願います。

(投票)

中島好人臨時会長 投票漏れはありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

(開票)

中島好人臨時会長 投票の結果を報告いたします。投票総数8票、これは、出席委員数に符合いたしております。有効投票8票、無効投票ゼロ票。有効投票中、奥委員4票、伊場委員3票、大井委員1票。この互選の必要

得票数は2票であります。よって、奥委員が会長に当選されました。ただいま会長に当選されました奥委員より就任の挨拶をお願いいたします。

奥良秀会長 皆さん、こんにちは。ただいま皆さんから選出されました奥です。委員長、副委員長もしたことはありませんが、一生懸命政治倫理に努めてまいりますので、皆様の御協力のほど、よろしく申し上げます。

中島好人臨時会長 会長と交代します。

(中島好人臨時会長は委員席へ、奥良秀会長は会長席へ)

奥良秀会長 それでは、これより副会長の互選を行います。副会長の互選は、指名推選の方法により行うか、投票により行うのか、お諮りします。

宮本政志委員 委員の中に請求者がいますので、指名推選で申し上げます。

吉永美子委員 投票で申し上げます。

奥良秀会長 ただいま吉永委員から投票がよいとの御意見がありましたので、投票の方法により決定します。ただいまの出席委員数は8名であります。投票は単記無記名です。有効投票の最多数を得たものを当選人とします。ただし、得票数が同じときは、くじで定めます。当選人は、有効投票の総数の4分の1以上、つまり2票以上の得票が必要となります。開票立会人は、会長において中岡委員、白井委員を指名いたします。投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

奥良秀会長 配付漏れはありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)配付漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

奥良秀会長 順次投票願います。

(投票)

奥良秀会長 投票漏れはありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。開票を行います。立会人の立会いをお願いいたします。

(開票)

奥良秀会長 投票の結果を報告いたします。投票総数8票、これは、出席委員数に符合いたしております。有効投票8票、無効投票ゼロ票。有効投票中、中島委員3票、吉永委員3票、大井委員2票です。中島委員の得票と吉永委員の得票が同数であり、しかもその得票数は必要得票数を超えております。この場合、くじで当選人を定めることになっております。くじの手續について申し上げます。くじ棒の番号は1番から5番までといたします。まず、くじを引く順序を決定するくじを引いていただきますが、その順序は申し合わせにより、年長者から引いていただきます。次に引いたくじの番号の若い順序にしたがって、当選人を決定するくじを引いていただくこととなります。その結果、番号の若いくじを引いたほうを当選人と定めることにいたします。それでは、くじを引く順序を決定するくじを年長者から引いていただきます。

(くじ引き)

奥良秀会長 ただいまのくじの結果、中島委員が4番、吉永委員が5番でしたので、中島委員が先に当選人を決定するくじを引くことになりました。

では、当選人を決定するくじ引きを行います。中島委員から先に、くじをお引きください。

(くじ引き)

奥良秀会長 くじの結果を報告いたします。中島委員が4番、吉永委員が3番でしたので、吉永委員が当選のくじを引かれました。よって、吉永委員が副会長に当選されました。ただいま副会長に当選されました吉永委員より就任の挨拶をお願いいたします。

吉永美子委員 くじ引きで副会長に当選しました吉永です。これから政治倫理審査会の副会長として会長を補佐しながら、公平な立場を貫き通したいと思っております。

奥良秀会長 それでは次第の3番、調査請求書について、事務局の説明を求めます。

島津議会事務局次長 それでは、今日お配りしております資料に基づき、今までの流れと今回の調査請求書について御説明させていただきます。まず、調査請求書が提出されたのが8月30日です。請求者は中岡英二議員、伊場勇議員、宮本政志議員の3名の連署で提出されております。条例による基準では議員定数の8分の1以上の者の連署と定めており、3名以上となっておりますので、請求者としては適当であると認められました。それから、調査対象議員は矢田松夫議員。対象となる事由の該当条項は、政治倫理条例第3条第1号です。この条例も資料として付けておりますので、御覧いただきたいのですが、第3条、政治倫理基準を定めたもので、「議員は、公職にあるものに対して適用される法律その他の関係法令のほか、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない」ということで、第6号までの六つの遵守すべき基準を定めています。そのうちの第1号「市民全体の代表者としての品位と名誉を保持し、その

職務に関して疑惑をもたれる行為をしないこと」に違反しているということで、調査請求書が出されたものです。その事由の内容としましては、調査請求書にありますとおり 1 から 4 の内容が記載されています。それから、事由を証する資料を付ける必要があるわけですが、この資料として、市内の政治団体が作成した意見広告が添付されております。以上によりまして、当該請求書は形式的には要件を満たしているとの確認ができましたので、これを受理し、条例に基づき、この政治倫理審査会を設置することにしたというのが経緯です。これに基づき審査会では、条例の第 7 条に、「審査会は、次に掲げる事項について審査する。」ということで、三つ挙げております。一つは、「調査請求の適否」、調査請求として適しているか、否か、妥当かどうかです。二つ目として、「政治倫理基準に違反する行為の存否」、違反する行為があったかどうかです。三つ目として、「政治倫理基準に違反する行為があると認めた場合における審査の請求の対象とされた議員に対する措置」です。その措置の内容としましては、第 5 項に「議場における議長の注意」と「議場における謝罪文の朗読」が定められております。形式的には、この請求書は適当である、要件はそろっていると認めたわけですが、内容についての審査はしておりませんので、内容についての審査はこの審査会で行っていただくということになります。そして、審査終了後には、審査結果報告書を議長に提出いただくことになります。議長に報告書を提出することで、審査会の任務が終了することになりますので、よろしく願います。事務局からは以上です。

奥良秀会長 島津次長から調査請求書について説明がありました。何か質疑がありますか。

中島好人委員 私は、この請求書はある意味では体をなしていないというふうに思います。政治倫理条例の施行規程第 2 条第 3 項では、「議長は、調査請求書等の提出があったときは、速やかに記載の事項及び添付書類の内容について点検し、不備があるときは、相当の期間を定めて補正を命

じることができる」というふうになっております。ということは、議長は、添付書類、事項の内容を点検して、不備がないと認めたわけでしょうか。その辺についてお尋ねしたいというふうに思います。これは確認でもいいですけども。

島津議会事務局次長 事務局としましては形式的なところで確認しました。例えば、今までですと調査請求者、代表請求者の住所がないこともありましたが、署名についての選挙人登録があるかないか等の形式的なことについては審査してきております。

中島好人委員 議長に対して受理すべきではないということは、ちゃんと9月7日に申入書を提出しているわけですけども、これでいくと誰が書いたのかというのが文章になってきているんです。しかし、様々な問題というのは、書いた人の全て責任にあるわけです。それを今度、誰が書いたのかまで審査していく内容になっていくわけです。ですから、こうした問題は、僕は適してないということで議長に申し入れました。また添付資料についても、これは一政治団体が書いたチラシであります。そういうチラシを確かな証拠としての添付書類として適当なのかどうか。これは違うと言われたらそれまでです。僕は、これは本当に体をなしていないというふうに感じます。どうでしょうか。

宮本政志委員 中島委員が言われたのは、第7条第1項の(1)調査請求の適否の件について入っているんですが、今日の審査会の中で既に審査に入るんでしょうか。その辺りを教えてください。

奥良秀会長 今日は審査に入るつもりはございません。今日は、このような会を開きまして会長、副会長を決めて、今後どのように審査していくかを決めさせていただこうと思っております。この件につきましては、私も今日初めてこのような資料を見ておりますので、その辺の内容をきちんと精査していきたいと思っておりますので、今日はここまでとさせていただきます。

たいと思いますが、中島委員、よろしいでしょうか。

中島好人委員 私は、審査する前に受け取るべきではないということを申し上げているわけです。ですから、審査ではないわけです。審査の前の前段です。審査すべきじゃない。審査すれば、今度はいろんな問題で誰が書いたのかまで追及されていくことになってしまう。それでいいのかということを行っている。それでいいというのなら、審査の内容に入りますけども、全て署名した、捺印した人の責任で物事が進められている。過去もみんなそうです。今度の文は、誰が書いたのか。誰が市民をだましたのか。こんな話になっているわけ。これを審査するべきなのかどうかということを私は問うているわけです。いいんですか、こういうことを審査して。

白井健一郎委員 政倫審の設置請求についての受理の適否は、最終的に誰が判断するのか、誰に権限があるのかというところを考えたほうがいいと思うんですけど、どうでしょうか。

島津議会事務局次長 そもそも市においては、文書を受理しないということがございませぬので、受理はいたします。この場合、提出は、施行規定上議長というふうになっております。

白井健一郎委員 やはりここで議長から一言、受理の理由と、ただ、議長が受理なさるといふなら、訴訟でいったら裁判所に係属しているということですから、そうだと思います。まず、議長に聞きたいと思います。

高松秀樹議長 ここで発言する権限があるのかどうなのか別なんですけど、島津次長が申したように、議会といたしましては、様式が整っている場合、そして平穩に提出された場合、これは受理する義務があるというふうに思っております。ただし、その受理した文書、文書にはいろいろあります。例えば申立書とかいろいろあるんですけど、その後の処理については、

議長の権限内で行うことができますが、この政倫審の請求につきましては、受理した以上は政倫審に投げざるを得ないということです。政倫審の中で適否を判断していただく。だからもしかして2回目の政倫審で、これを取り扱う必要がないという結論が出れば、それで終わりということになるというふうに理解しております。

白井健一郎委員 受理権限のある議長が受理するとおっしゃっているわけだから、これは受理、継続ということでもよろしいんじゃないでしょうか。

中島好人委員 要するに添付処理等について点検をしたが不備がないということと議長が判断したということですね。

高松秀樹議長 議長に対して政倫審の請求書が提出された場合、それに添付された書類の真偽は、議長には分かりません。だから形式が整っている場合、そして平穩、平穩とは暴力的ではなく、普通に提出された場合、これは受理する必要があるということで受理をしたということです。白井委員が申されたように、受理をした以上は、この中でまず適否からやっていっていただくということになると思います。それは今回に限らず両方とも、さらに過去も未来も同じような取扱いになると思います。

奥良秀会長 今の議長の説明で特に何も無いと思いますが、形式的にこの請求書に対しては適当であるということで、認めさせていただきます。ほかに質疑はあるでしょうか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、次第の4、今後の審査方法についてです。第7条にありますように、調査請求の適否、違反する行為の存否について、本日配付された資料を基に審査していくわけですが、資料に目を通し、更に調査し、今後どのように審査していくか、次回皆さんの意見をお聞きしたいと思いますが、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そのほかに何かありますか。

白井健一郎委員 簡単な話ですけど、内容には立ち入りません。似たような政

倫審が二つあります。事実関係がかなり重なっている、争点も重なっているのが二つあります。そして委員も私と矢田議員の二人だけが入れ替わるという形で、大半が重なっているんです。だから、合同審査とかをなるべく利用して、つまり皆さんが先に進んでいるところで、事実心証が決まっているところで、私一人が乗り込んでも、なかなかそこを覆すことは難しいという気がします。ちょっと考えていただければと思います。

奥良秀会長 御意見を頂きましたが、あくまでも御意見ということです。白井委員と矢田委員だけが違うということなんですが、会長、副会長も違いますので、その辺はちょっと考えていただきたいと思います。そのほかに何かありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）事務局のほうはよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）何もないようなので、以上をもちまして、政治倫理審査会を散会させていただきます。お疲れ様でした。

午後 5 時 2 0 分 散会

令和 4 年（2022 年）9 月 1 2 日

政治倫理審査会臨時会長 中 島 好 人
政治倫理審査会長 奥 良 秀